

蔵王町
子ども・子育て支援事業計画
【概要版】

平成27年3月
蔵王町

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年の急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国においては平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備）を推進してきました。

その後も平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援の再構築」を「車の両輪」として進めてきました。

こうした「子育て家庭を社会全体で支援」という考え方によって子育て支援が実施されてきましたが、その間にも少子化の進行や未婚・晩婚化の進行はとどまりませんでした。

これを受け、「社会全体で子ども・子育てを支援」という考え方に基づき、平成22年1月には今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」を策定し、「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という2つの基本的考え方に基づき、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」「妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会へ」「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ」を目指すべき社会への政策4本柱として、施策を推進してきました。

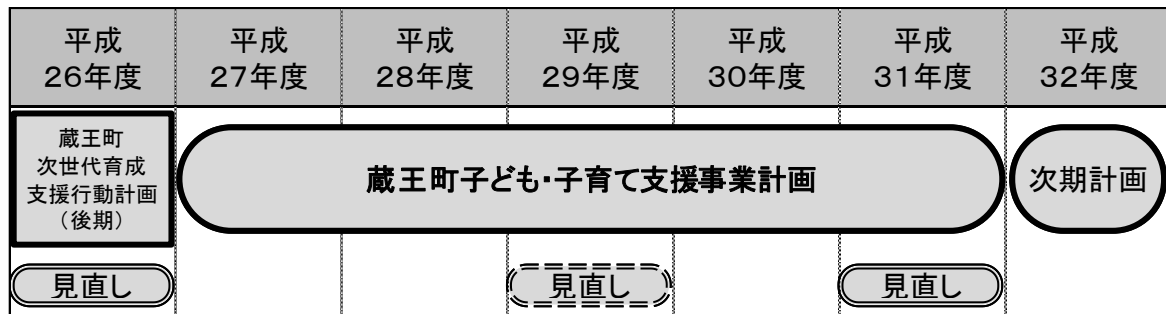
さらに、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定となっています。

この「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

本町では、平成22年3月に「蔵王町次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、『子どもを生き育てることに喜びや悩みを共に分かち合い、支えあえるまち』を基本理念として各種子育て支援施策を推進してきましたが、平成26年度をもって計画期間を終了することと併せて、「子ども・子育て支援新制度」への対応を主としつつ、町民ニーズへのさらなる対応や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた地域や社会全体での取組の推進を目指し、新たに「蔵王町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の期間

本計画は5年を1期とし、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年(平成29年度)を目安として計画の見直しを行うものとします。



3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

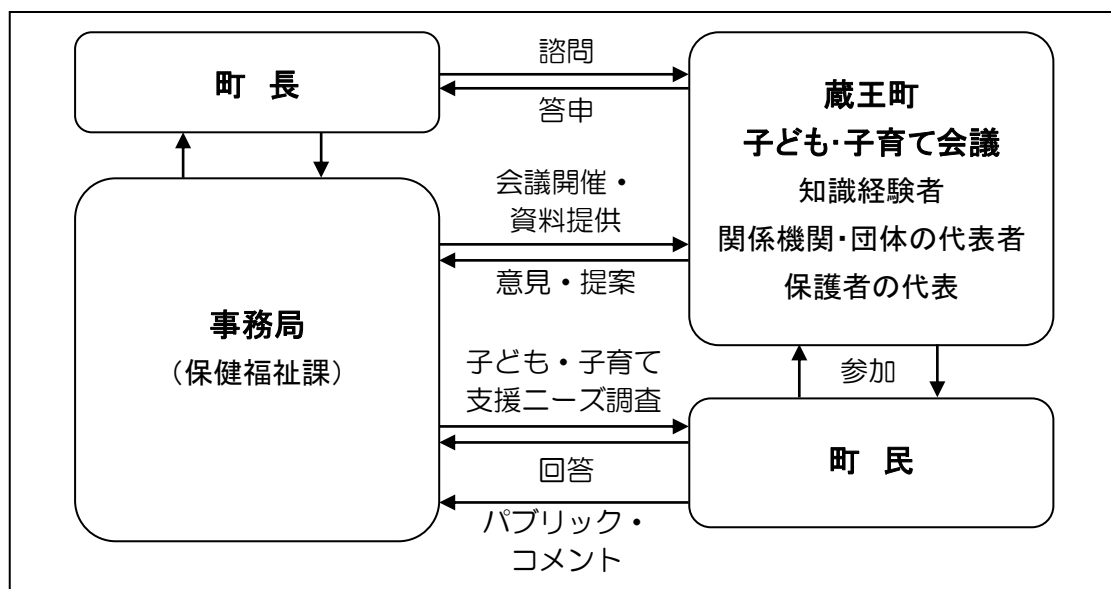
また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長(平成37年3月31日まで)されたことから、「蔵王町次世代育成支援行動計画(後期)」の内容を継承し、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置付けるとともに、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」の内容も含む計画とします。

さらに、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

宮城県の策定する「みやぎ子ども・子育て幸福計画」(仮称)や上位計画である「第四次蔵王町長期総合計画」や子どもの福祉・教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画を目指すものです。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、検討機関として町民や関係機関の代表により構成する「蔵王町子ども・子育て会議」を設置し、保健福祉課を事務局として計画の検討を行いました。



第2章 計画の基本理念

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へと移行します。

「子ども・子育て支援新制度」では、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

<国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

このように、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくという考え方をベースとして、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」といった目標の達成を目指すことが求められています。

また、次世代育成支援行動計画に関する内容も含めた計画となることから、次世代を担う子ども達が豊かな感性を身につけ、安全で安心して健やかに成長していけるよう、地域ぐるみで子育て家庭を支援するとともに、これまで実施してきた様々な取組や環境整備などを継続していくことも重要となります。

これらを踏まえ、本計画では国の基本指針などと併せて、「蔵王町次世代育成支援行動計画(後期計画)」の基本理念を継承し、子育て家庭の子どもを生み育てることの喜びや悩みを地域において分かち合い、支えあっているまちを目指していきます。

【基本理念】

子どもを生み育てることを喜び、
悩みを共に分かち合い、支えあえる町

第3章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 学校教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」および「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

■教育・保育提供区域

全町で1区域

本町では、居住地に関わらず勤務先や家庭事情などの利便性から子育て支援サービスを選択できるよう、全町を1区域として設定いたしました。

2. 学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」は以下の通りです。

■認定区分

区分	内容
1号認定	3～5歳の学校教育のみ(保育を必要としない)の児童
2号認定	3～5歳の保育を必要とする児童
3号認定	0～2歳の保育を必要とする児童

■量の見込み

				1号認定	2号認定	3号認定		
						0歳	1・2歳	
平成27年度	量の見込み(必要利用定員総数)①			57人	166人	20人	70人	
	(提供体制)②	確保の内容	教育・保育量の 見込み	施設型給付	保育所	87人	9人	54人
					幼稚園	57人	69人	
					認定こども園	0人	0人	0人
	認可外保育施設					10人	5人	8人
②-①				0人	0人	▲6人	▲8人	

				1号認定	2号認定	3号認定		
						0歳	1・2歳	
平成28年度	量の見込み(必要利用定員総数)①			56人	165人	18人	68人	
	(提供体制)② 確保の内容 見込み	教育・保育量の 見込み	施設型給付	保育所		101人	9人	60人
				幼稚園	56人	54人		
				認定こども園	0人	0人	0人	0人
			認可外保育施設		10人	5人	8人	
②-①			0人	0人	▲4人	0人		
平成29年度	量の見込み(必要利用定員総数)①			55人	162人	16人	68人	
	(提供体制)② 確保の内容 見込み	教育・保育量の 見込み	施設型給付	保育所		101人	9人	60人
				幼稚園	55人	51人		
				認定こども園	0人	0人	0人	0人
			認可外保育施設		10人	5人	8人	
②-①			0人	0人	▲2人	0人		
平成30年度	量の見込み(必要利用定員総数)①			54人	159人	14人	68人	
	(提供体制)② 確保の内容 見込み	教育・保育量の 見込み	施設型給付	保育所		101人	9人	60人
				幼稚園	54人	48人		
				認定こども園	0人	0人	0人	0人
			認可外保育施設		10人	5人	8人	
②-①			0人	0人	0人	0人		
平成31年度	量の見込み(必要利用定員総数)①			52人	157人	14人	68人	
	(提供体制)② 確保の内容 見込み	教育・保育量の 見込み	施設型給付	保育所		101人	9人	60人
				幼稚園	52人	46人		
				認定こども園	0人	0人	0人	0人
			認可外保育施設		10人	5人	8人	
②-①			0人	0人	0人	0人		

■ 3号認定（0～2歳児）の保育利用率の目標値

計画期間における「保育利用率」(満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定の子どもの利用定員数(確保の内容(提供体制))の割合)の目標値は以下の通りです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0～2歳児の推計人口	251人	247人	241人	235人	229人
確保の内容(提供体制)	76人	82人	82人	82人	82人
保育利用率	30.3%	33.2%	34.0%	34.9%	35.8%

3. 学校教育・保育の一体的提供と推進体制

今回の調査結果からは、0～2歳までの保育所利用を希望している保護者が多くみられました。また、保育を必要とする2号認定を受けた方の中にも、幼稚園で教育を受けることを望んでいる保護者が少なくありませんでした。

こうした保護者の希望を鑑みると、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供が期待できる認定こども園の設置の検討が、早急に望まれているといえます。

さらに、本町では、幼児期の学校教育・保育と小学校との円滑な接続のため、幼保児小連絡会において連携のための取組を展開しています。

■発達や学びにおける「連続性」に対する取組について（蔵王町幼保児小連絡会）

接続・連携	取組主体	取組内容
教育・保育施設等から 小学校への接続	小学校	・教員の幼稚園・保育所の保育参観及び、情報交換
	幼稚園・保育所	・幼稚園・保育所・児童館職員の小学校の授業参観及び、情報交換 ・小学校行事への参加 （運動会・給食体験・小学校探検など） ・スタート・アプローチカリキュラムの活用 ・年度末の幼稚園・保育所と小学校の引継ぎ
	児童館	・児童館と小学校の情報交換

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

■利用者支援事業

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行います。

【今後の方向性】

平成28年度より、子育て支援センターでの実施を目指します。

(か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	0	1	1	1	1
確保の内容②	0	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

■時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態の多様化などに対応するため、通常の保育時間の前後に延長して保育を行います。

【今後の方向性】

保育所2箇所、平成28年度の実施に向け職員体制などの整備に努めます。

(人/日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	50	50	50	50	50
確保の内容②	0	50	50	50	50
②-①	▲50	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与えその健全な育成を図ります。

【今後の方向性】

平成27年度より、町内全小学校区において、就学している児童を対象として授業の終了後に各小学校校区内の児童館において適切な遊びと生活の場を与えその健全な育成を図ります。

また、長期休業期間の利用開始時間を早め、保護者や児童の利便性、安全性を図ります。

◆低学年

(人/日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	80	80	78	76	70
確保の内容②	80	80	78	76	70
②-①	0	0	0	0	0

◆高学年

(人/日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	60	60	59	56	50
確保の内容②	60	60	59	56	50
②-①	0	0	0	0	0

※「量の見込み①」は、5児童館の合計人数

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

【今後の方向性】

ニーズ調査において宿泊を伴う一時預かり等の希望がなかったため、本町では計画期間中の実施は見込まず、今後とも町外施設の利用を紹介するなど、相談支援に努めます。

(人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

■地域子育て支援拠点事業

子育て家庭の支援を目的に、子育て親子の交流の場の提供と促進や子育て等に関する相談・支援の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施などを行う拠点です。

【今後の方向性】

子育て広場として、各地区にある5つの児童館で対応していきます。

(人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	430	430	410	400	390
確保の内容②	430	430	410	400	390
②-①	0	0	0	0	0

※「量の見込み①」は、5児童館の合計人数

■一時預かり（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する児童に向けて実施される預かり保育事業です。

【今後の方向性】

平成27年度より、永野幼稚園で長期休業中も実施します。

(人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み① (1号認定)	0	0	0	0	0
量の見込み② (2号認定)	5,000	5,000	4,500	4,500	4,500
確保の内容③	5,000	5,000	4,500	4,500	4,500
③－②－①	0	0	0	0	0

■一時預かり（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外）

幼稚園の在園児以外に実施される預かり保育で、保育園やファミリー・サポート・センターなどにおける預かり保育事業です。

【今後の方向性】

現在、保育所において預かり保育を実施するスペースがないため、ごおう子育てサポート事業(乳幼児や、小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業)で対応していきます。

(人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	100	100	100	100	100
確保の内容② (一時預かり(幼稚園以外))	0	0	0	0	0
確保の内容③ (ごおう子育てサポート事業 病児・病後児以外)	100	100	100	100	100
確保の内容④ (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
④＋③＋②－①	0	0	0	0	0

■病児病後児

疾病回復期にある児童で、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育を行います。家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において適当な設備を備えるなどにより保育を行う「派遣型」と、保育所その他施設、病院又は診療所において適当な設備を備えるなどにより保育を行う「施設型」があります。

【今後の方向性】

ごおう子育てサポート事業で対応していきます。

(人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	40	40	40	40	40
確保の内容② (病児病後児保育)	0	0	0	0	0
確保の内容③ (ごおう子育てサポート事業 病児・病後児)	40	40	40	40	40
③＋②－①	0	0	0	0	0

■子育て援助活動支援事業

乳幼児や、小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【今後の方向性】

ニーズ調査において就学児の利用希望はありませんでしたが、今後利用希望があれば、ざおう子育てサポート事業で対応していきます。また、乳幼児については、前述「■一時預かり(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外)」において記載しています。

◆低学年

(人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

◆高学年

(人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

■妊婦健康診査

妊婦の健康と、お子さんの健やかな成長・出産を応援するために、妊婦健康診査の費用を助成します。

【今後の方向性】

妊婦の健康と出産を支援するため、助成の増額を検討していきます。

(人/年・回/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	88	87	87	86	86
健診回数(①×14)	1,232	1,218	1,218	1,204	1,204
確保の内容②	88	87	87	86	86
②-①	0	0	0	0	0

■乳児家庭全戸訪問事業

保健師または助産師が家庭を訪問し、体調や育児などに不安のある妊産婦や生後4カ月までの乳児、小さく生まれた乳児(養育医療対象児)の健康管理や授乳方法、育児などについて相談等を行う事業です。

【今後の方向性】

今後とも、全ての乳児を対象として実施して行きます。

(人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	85	84	84	83	82
確保の内容②	85	84	84	83	82
②-①	0	0	0	0	0

■養育支援訪問事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【今後の方向性】

関係機関との連携強化を図り、支援が必要な子どもや家庭への支援を実施していきます。

(人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	25	26	27	27	26
確保の内容②	25	26	27	27	26
②-①	0	0	0	0	0

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

今後の実施に向け検討していきます。

(人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	15	15	15	15	15
確保の内容②	0	0	15	15	15
②-①	▲15	▲15	0	0	0

5. 放課後子ども総合プランの推進について

いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型、又は連携型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を目的として、国において「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本町では、この「放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、運営委員会で具体的な実施方法等について検討し、実施に向けて取り組みます。

放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、地域の特性を活かし、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加する連携型を主として、平成31年度までに町内全小学校区において100%整備し、100%実施することを目指します。

なお、本町では全校区とも児童館で学童クラブ(放課後児童クラブ)が実施されており、希望する登録児童の受け入れ体制が整備されているところですが、「放課後子ども総合プラン」において学校施設の徹底活用が謳われていることから、小学校の余裕教室の利用などについて、今後の小学校の統廃合も視野に入れて検討してまいります。

共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が、放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、それぞれの事業の活動スタッフの連絡会議等の場に関係所管課が相互に参加するなど情報共有・情報交換を行い、学童クラブ支援員と放課後子供教室コーディネーターの連携の強化・促進に努めます。

第4章 分野別施策の展開

1. 施策体系

基本理念： 「子どもを生き育てることを喜び、
悩みを共に分かち合い、支えあえる町」

■子ども・子育て支援事業

学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

■次世代育成支援

<基本目標1>地域における子育て支援の充実

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (4) 児童の健全育成の取組の推進
- (5) 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進
- (6) 子育てにかかる経済的な負担に対する支援
- (7) 職業生活と家庭生活の両立の促進

<基本目標2>乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

- (1) 子どもや母親の健康確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 思春期対策の充実
- (4) 小児医療の充実

<基本目標3>子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代の親の育成・家庭や地域の教育力の向上
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備
- (3) 子どもをとりまく有害環境対策の推進

<基本目標4>子どもの人権擁護と安全・安心の確保

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実
- (4) 良質な住宅の確保
- (5) 子どもの防犯対策・交通安全確保の推進

2. 次世代育成支援の基本目標

<基本目標1>地域における子育て支援の充実

少子化、核家族化が進む中で、子育て家庭の喜びや悩みを地域で分かち合い、支えていくという考え方にに基づき、地域の子育て支援サービスや保育サービスの充実を図り、さらに、地域の子育て支援ネットワークの構築にも取り組むことで、子育て家庭の孤立感の解消や子育て情報の共有、親同士の交流の活性化などを促進していきます。

なお、保育サービスの充実に関しては、産休・育休明けの希望時期に円滑にサービスを利用できるようサービス提供体制の整備や保護者への情報提供に努めると共に、質の高い保育を利用できるよう環境整備に取り組みます。

また、児童の健全育成を目的とした各種取組や世代間交流の推進などにより、幅広い活動や体験を通じた子どもの健やかな成長を支援します。さらに、子育て家庭の経済的負担の軽減する取組の充実を図り、安心して子育てができる環境を整えていきます。

職業生活と家庭生活の両立の促進については、広報等による啓発と合わせて、働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、宮城県や町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、宮城労働局等と連携を取りつつ、町の実情に応じた取組(労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等)を推進します。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実
「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「ごろう子育てサポート事業」、「子育て支援拠点事業(子育て支援センター)」、「子育て広場事業」
(2) 保育サービスの充実
「通常保育事業」、「延長保育事業」、「休日保育、夜間保育、病児・病後児保育」、「幼稚園における預かり保育」、「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」
(3) 地域における子育て支援のネットワークづくり
「ネットワークづくり」、「子育て支援の啓発活動」、「子育て情報の提供」
(4) 児童の健全育成の取組の推進
「児童健全育成事業」、「地域組織活動(母親クラブ) 育成事業」、「子ども会育成会事業」
(5) 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進
「世代間交流活動」
(6) 子育てにかかる経済的な負担に対する支援
「児童手当給付事業」、「児童扶養手当給付事業」、「特別児童扶養手当」、「要保護・準要保護児童生徒就学援助事業」、「乳幼児紙おむつ券事業 ※町単独事業」、「すこやか子育て支援事業 ※町単独事業」、「あったか支援事業 ※町単独事業」
(7) 職業生活と家庭生活の両立の促進
「広報誌等による啓発活動」

<基本目標2>乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

安心して子どもを生み育てること、子どもが健やかに育つためには、乳幼児やその保護者の健康の確保・増進が必要です。そのため、妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査や子どもの心身の発達への不安解消などに対応する相談体制の充実を図ります。こうした取組は妊娠期から切れ目のない支援を配慮していくことが重要であるため、母子保健施策と地域子育て支援事業は連携を確保して取り組んでいきます。

また、子どもの健やかな心身の発達には、バランスのとれた食事が大切です。本町の豊かな自然を活かし、子どもから大人まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事作り等の体験活動等を、家庭や学校、地域、関係機関が連携し取組を推進します。

さらに、子どもの思春期における健全な人格形成に関する取組や小児医療の機会確保への支援も推進します。

(1) 子どもや母親の健康確保
「母子健康手帳交付」、「妊婦一般健康診査(医療機関委託)」、「新生児訪問事業」、「乳児健康診査(医療機関委託)」、「4ヶ月児健康診査」、「1歳6ヶ月児健康診査」、「2歳6ヶ月児歯科健康診査」、「3歳6ヶ月児健康診査」、「妊婦・乳幼児健康診査」、「幼児健診フォローアップ教室」
(2) 「食育」の推進
「食育推進事業」
(3) 思春期対策の充実
「思春期保健対策」
(4) 小児医療の充実
「子ども医療費助成事業」

<基本目標3>子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが将来家庭を持ち、親になるための資質育成や子どもを生み育てることの大切さを理解できるよう、また、家庭や親の役割について考えることができるよう、乳幼児や大人との交流機会の創出など様々な取組を推進していきます。

また、学校や家庭での教育環境の向上やいじめ、不登校などへの支援の充実を図るとともに、地域の有害環境対策も推進します。

(1) 次代の親の育成・家庭や地域の教育力の向上
「中高生と乳幼児のふれあい体験」、「地域・家庭と学校との連携協力による学校の活性化」、「幼稚園教育プログラムの策定」、「教育講演会」、「親子による交流・自然体験学習の開催」、「公民館事業」
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備
「学力向上サポートプログラム事業」、「家庭学習の手引き作成」、「学校支援地域本部事業」、「小中学校生徒指導対策」、「教育相談員の配置」、「情報教育の推進」
(3) 子どもをとりまく有害環境対策の推進
「有害情報やいじめに対する環境対策事業」、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」、「こども110番の家」

＜基本目標４＞子どもの人権擁護と安全・安心の確保

虐待予防や虐待を受けている子どもなど、要保護児童の早期発見や適切な保護対応、地域の意識啓発などを図るため、蔵王町要保護児童対策地域協議会を中心として取り組んでいきます。

また、ひとり親家庭の自立支援への取組や障がい児が家族とともに地域で自分らしく生活できるよう支援する取組などの充実を図ります。

これらの特別な支援が必要な子どもの施策の充実については、宮城県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて支援策を展開していきます。

さらに、子どもとその家族が地域で安全・安心して生活できるよう、住居の確保や防犯対策、交通安全確保の取組を推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実
「要保護児童対策事業(蔵王町要保護児童対策地域協議会)」
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
「母子・父子家庭医療費助成事業」、「あったか支援事業(再掲)」
(3) 障がい児施策の充実
「障がい児通所支援児童発達支援」、「障がい児通所支援放課後デイサービス」、「地域生活支援事業 日中一時支援事業」、「障がい児保育事業」
(4) 良質な住宅の確保
「町営住宅入居予定者の決定の特例」
(5) 子どもの防犯対策・交通安全確保の推進
「交通安全教育の推進」、「交通安全広報の推進」、「交通安全物品の配付」、「交通安全施設等の整備」、「『子ども110番の家』等緊急避難所の設置促進」、「防犯用品の配付」、「防犯パトロールの実施」、「防犯広報の推進」、「防犯灯の設置及び管理」、「警察と学校等の関係機関とのファックスネットワーク等の構築」

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けて

(1) 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して周知を図っていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

(2) 関係機関等との連携・協働の強化

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。町は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(3) 庁内などの連携強化

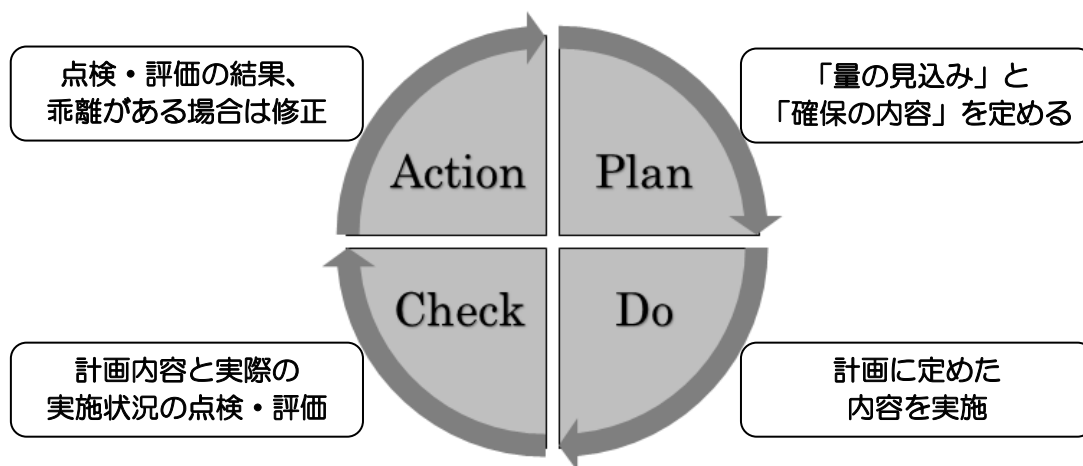
本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、関係各課などとの幅広い連携を図り、また、庁内だけでなく、警察や消防、教育機関、宮城県などとも協力体制を構築し、計画を推進していきます。

2. 計画の進捗管理・評価について

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を「蔵王町子ども・子育て会議」において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

具体的には、以下の図の様にPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。



蔵王町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行 蔵王町 保健福祉課

〒989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10

TEL 0224-33-2003